

2016

10/16【第三種郵便物認可】

厚生年金や健康保険といった社会保険に加入して保険料を徴収される基準が1日、年収130万円から106万円に下がった。パートで働く主婦が社会保険料を嫌って就労を調整する「130万円の壁」が「106万円の壁」に代わったとも言える。政府・与党は主婦の就労を巡るもう一つの壁である所得税の配偶者控除を見直しているが、どう整合性を取るのか。サラリーマン世帯の主婦が税制を意識して就労を抑えるのは「年収103万円の壁」。妻の年収

社会保険料 徴収基準引き下げ

迫る「106万円」の壁

が103万円以下だと、夫が給与所得から38万円の配偶者控除を受けられるからだ。政府税制調査会は共働きでも適用する夫婦控除と呼ぶ優遇を設ける案を示した。実現すると結婚世帯は同じ税優遇を受けられ、パート主婦の増収で夫の所得税が増える心配はなくなる。女性の労働意欲を高め、安倍晋三首相が力を入れる働き方改革を後押しする構えだ。

配偶者控除「103万円」見直し

整合性どう判断

もっとも、社会保険の壁が106万円まで下がった結果、税制103万円の壁が撤廃されてもその恩恵は感じにくい。見返りがある社会保険は税制と意味の違う負担だが、目先の家計のために働く人には「税も社会保険も負担は負担だ」と映る可能性が高いからだ。衆院解散・総選挙を意図して、一部でも増税を招く所得税改革は来年以降に先送りするという政

治判断もあり得る。ただ、税制103万円の壁を放置すると、政府が今年の優先課題とした働き方改革の本気度や実効性が疑われるだろう。はからずも、年末に向けて税制論議がヤマ場を迎えるのと並行し、社会保険料の対象拡大への反響も広がっていく。税と社会保険料を合わせた国民負担の視点も改めて関心を呼ぶはずだ。配偶者控除を見直すにしろ残すにしろ一歩間違えば批判を浴びかねない、かし取りが難しいテーマになった。 (上杉素直)